# 国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則 （平成二十八年国土交通省令第四十一号）

## 第一章　総則

#### 第一条（定義）

この省令において使用する用語は、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

## 第二章　通報

### 第一節　管区海上保安本部長への通報

#### 第二条（操縦者の通報の方法）

法第十条第二項第一号又は第二号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者（以下「操縦者」という。）のうち対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者（以下「施設管理者等」という。）が行う同条第三項の規定による管区海上保安本部長への通報は、当該小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、次に掲げる事項を記載した別記様式第一号の通報書を、当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する海上保安部等（海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地をいう。以下この項において同じ。）の長（当該対象施設周辺地域が同一の管区海上保安本部に置かれる二以上の海上保安部等の管轄区域にわたるときは、そのいずれかの海上保安部等の長。以下「所轄海上保安部等の長」という。）を経由して、当該対象施設周辺地域を管轄する管区海上保安本部長（次条において「所轄本部長」という。）に提出して行うものとする。

###### 一

小型無人機等の飛行を行う日時

###### 二

小型無人機等の飛行を行う目的

###### 三

小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域

###### 四

操縦者の氏名、生年月日、住所及び電話番号

###### 五

操縦者の勤務先の名称、所在地及び電話番号（操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行う場合に限る。）

###### 六

船舶の名称、船舶番号等（船舶番号、国際海事機関船舶識別番号又は漁船登録番号をいう。次条第一号ニにおいて同じ。）、船種、船籍港及び総トン数並びに当該船舶との連絡手段（操縦者が当該船舶に乗船して小型無人機等の飛行を行う場合に限る。）

###### 七

小型無人機等の飛行に係る機器の種類及び特徴（製造者、名称、製造番号、色、大きさ、積載物その他の特徴をいう。）

##### ２

前項の規定は、操縦者のうち施設管理者等以外の者が行う法第十条第三項の規定による管区海上保安本部長への通報について準用する。

#### 第三条（公務操縦者の通報の方法）

法第十条第二項第三号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者（以下「公務操縦者」という。）が行う同条第三項の規定による管区海上保安本部長への通報は、当該小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、次に掲げる書類を、所轄海上保安部等の長を経由して、所轄本部長に提出して行うものとする。

###### 一

前条第一項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項並びに次に掲げる事項を記載した別記様式第二号の通報書

###### 二

公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行うことを証明する書面の写し（公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合に限る。）

#### 第四条（緊急時の特例）

法第十条第三項の規定による管区海上保安本部長への通報は、前二条の規定にかかわらず、災害その他緊急やむを得ない場合においては、小型無人機等の飛行を開始する時間の直前までに、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める事項を所轄海上保安部等の長に対して口頭で行うことで足りる。

###### 一

操縦者のうち施設管理者等

###### 二

操縦者のうち施設管理者等以外の者

###### 三

公務操縦者

### 第二節　対象空港管理者への通報

#### 第五条（操縦者の通報の方法）

操縦者のうち対象空港管理者又は土地の所有者若しくは占有者（以下「対象空港管理者等」という。）が行う法第十条第三項の規定による対象空港管理者への通報は、小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、次に掲げる事項を記載した別記様式第三号の通報書を、当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域の対象空港管理者に提出して行うものとする。

###### 一

小型無人機等の飛行を行う日時

###### 二

小型無人機等の飛行を行う目的

###### 三

小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域

###### 四

操縦者の氏名、生年月日、住所及び電話番号

###### 五

操縦者の勤務先の名称、所在地及び電話番号（操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行おうとする場合に限る。）

###### 六

小型無人機等の飛行に係る機器の種類及び特徴（製造者、名称、製造番号、色、大きさ、積載物その他の特徴をいう。）

##### ２

前項の規定は、操縦者のうち対象空港管理者等以外の者が行う法第十条第三項の規定による対象空港管理者への通報について準用する。

#### 第六条（公務操縦者の通報の方法）

公務操縦者が行う法第十条第三項の規定による対象空港管理者への通報は、小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、次に掲げる書類を、当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域の対象空港管理者に提出して行うものとする。

###### 一

前条第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項並びに次に掲げる事項を記載した別記様式第四号の通報書

###### 二

公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行うことを証明する書面の写し（公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合に限る。）

#### 第七条（小型無人機等の飛行に係る機器の提示等）

前二条の規定により書類を提出する場合には、当該通報に係る小型無人機等の飛行に係る機器を対象空港管理者に提示しなければならない。

#### 第八条（緊急時の特例）

法第十条第三項の規定による対象空港管理者への通報は、前三条の規定にかかわらず、災害その他緊急やむを得ない場合においては、小型無人機等の飛行を開始する時間の直前までに、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める事項を当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域の対象空港管理者に対して口頭で行うことで足りる。

###### 一

操縦者のうち対象空港管理者等

###### 二

操縦者のうち対象空港管理者等以外の者

###### 三

公務操縦者

## 第三章　対象空港の安全の確保のための措置

#### 第九条（法第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定による命令）

法第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定による命令は、法第十条第一項又は第三項本文の規定に違反して小型無人機等の飛行（当該対象空港管理者が管理する対象施設及びその指定敷地等の上空において行われる小型無人機の飛行に限る。以下同じ。）を行っている者に対し、法第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定により行う命令である旨を告げて行うものとする。

#### 第十条（法第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項に規定する国土交通省令で定める措置）

法第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項に規定する国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置のうち当該対象施設に対する危険を未然に防止するために有効かつ適切なものとする。

###### 一

小型無人機等の飛行に係る機器を当該対象施設及びその指定敷地等の上空から退去させること。

###### 二

小型無人機等の飛行に係る機器を当該対象施設及びその指定敷地等内の場所に着陸させること。

###### 三

前二号に掲げる措置のほか、航空機との衝突を予防するための小型無人機等の飛行に係る機器の飛行の経路の変更その他の当該対象施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置（当該対象施設及びその指定敷地等以外の場所の上空における小型無人機の飛行に関する措置を除く。）をとること。

#### 第十一条（法第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定により指定する職員の要件）

法第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定により指定する職員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

###### 一

法第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項及び第二項の規定による措置の適切な実施に関し必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練を受けている者であること。

###### 二

次のいずれにも該当しない者であること。

#### 第十二条（法第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定により委任する者の要件）

法第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定により委任する者は、前条各号に掲げる要件のいずれにも該当する者に法第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項又は第二項の職務を行わせる法人でなければならない。

#### 第十三条（法第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第二項の規定による措置）

法第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらない場合の同条第五項の規定により読み替えて準用する同条第二項の規定による小型無人機等の飛行の妨害その他の必要な措置は、当該者に対し、同項の規定によりとる措置である旨を告げて行うものとする。

#### 第十四条（法第十一条第六項の国土交通省令で定める措置）

法第十一条第六項の国土交通省令で定める措置は、同項に規定する者の身分を示す証明書を提示することとする。

#### 第十五条（法第十一条第六項に規定する身分を示す証明書の様式）

法第十一条第六項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式第五号によるものとする。

# 附　則

この省令は、法の施行の日から施行する。

# 附　則（令和元年六月六日国土交通省令第九号）

この省令は、令和元年六月十三日から施行する。

# 附　則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

# 附　則（令和二年七月一四日国土交通省令第六四号）

この省令は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

# 附　則（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。